

聖籠町訓令第9号

聖籠町職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令

聖籠町職員旧姓使用取扱要綱（平成19年聖籠町訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び聖籠町非常勤職員取扱要綱（平成11年告示第81号）第1条に規定する非常勤職員」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。